

文化経済戦略 アクションプラン2018

平成30年8月

内閣官房

文化庁

目 次

	(頁)
I アクションプランの位置づけ	1
II アクションプランの構成	4
III アクションプランの全体像	5
IV PDCAサイクルの実行	6

(別添) 文化経済戦略アクションプラン 2018 工程表

I アクションプランの位置づけ

昨年12月27日に内閣官房・文化庁が策定した「文化経済戦略」は、「文化」と「経済」の関係を積極的に捉え、文化関連産業の発展や文化活動の経済波及効果といった観点に着目し、文化行政の政策手法を、経済政策との連携を深めながら、より多様化・深化させることにより、文化の有する潜在性を更に開花させ、文化芸術の継承・発展をより確かなものにするを目的としている。

具体的には、文化芸術への投資が促進されることを通じて、文化芸術を起点とした創造的な活動のサイクルが回り出し、そこから高い付加価値や新たな需要が創出されることにより、持続的な文化の発展と経済成長に繋がる好循環の構築を目指しており、その概要は以下のとおりである。

文化経済戦略《概要》

(平成29年12月27日 内閣官房・文化庁)

I 基本認識

- 国のプレゼンスを高める要素として、文化の意義・重要性が向上する中、地域の文化財をはじめ、固有のポテンシャル・国際優位性を有する我が国の文化は、無限の可能性を秘めており、経済成長加速化の起爆剤であり、国家ブランド形成の原動力。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の文化を発信する好機であり、文化が創出する価値や波及効果は、産業競争力強化や地方創生の観点からも重要。
- 経済社会の持続的発展を目指す上で、文化に対する戦略的な投資は極めて重要であることから、民間資金・寄附の投入を拡充し、経済的メカニズムを効果的に活用することで、未来に向けて文化を着実に保存・継承し、創造的に発展させていくことが必要。

II 戦略策定の背景

- 「文化芸術基本法」成立をはじめ、「新・文化庁」としての機能強化や、文化財行政の新たな展開に向けた検討の進捗など、我が国の文化政策は歴史的転換期に直面。
- アベノミクス600兆円経済の実現に向けて、文化芸術産業の経済規模(文化GDP)拡大を目指し、アート市場拡大や、地域固有の文化等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上、美術館・博物館の入館者数増加など、文化芸術資源を活かした経済活性化が必要。

III 国家戦略の策定・実行

- 関係府省庁連携の下、文化と他分野が一体となって新たな価値を創出して、文化への再投資につなげ、自立的・持続的に発展していくことを目的に「文化経済戦略」を策定。
- 国と地方自治体、民間事業者等関係者が連携・協働して、様々な主体の創意工夫が発揮され、多様な活動が展開できる環境を醸成し、現場第一主義で施策を立案。

- 広い視点から、文化により創出される様々な価値や波及効果等、文化経済活動が創り出す成果を包括的に捉え、量的・質的両面から充実を目指す。
- 国や地方自治体、企業、個人の各々による戦略的投資を拡充することで、文化を起点とした創造的活動のサイクルが回り出し、そこから高い付加価値や新たな需要が創出されることにより、「持続的な文化発展と経済成長に繋がる好循環」を構築。

IV 文化経済戦略が目指す将来像

- 戦略的投資による「文化を起点とした価値連鎖」は、文化や産業、観光等多様な分野に対して絶大な波及効果を及ぼし、新たな経済的価値、社会的価値、公共的価値を創出。
- 未来に向けた「文化財の着実な継承」や「次代を担う文化創造の担い手」の育成、「次世代の文化財」の新たな創造等を推進するとともに、「文化芸術資源を活かした新産業・イノベーション創出」や「文化芸術を企業価値につなげる企業経営」等を推進。
- 文化創造活動の活性化や、文化的環境の充実を通じて、国民が文化への理解を深め、その魅力や素晴らしさに覚醒することにより、「文化を知り、文化を愛し、文化を支える国民層」が形成され、文化芸術発展の原動力となり、国内各地で文化の可能性・潜在性が開花。
- 多様性や寛容性が生まれ、誇りや尊厳に根差した「国民文化力」が醸成され、ときめきや感動に満ち溢れた社会が実現。我が国が世界の標となり、敬意と共感を集める「文化芸術立国」へと飛躍し、世界に冠たる国家ブランドを確立。

V 基本となる「6つの視点」

1. 未来を志向した文化財の着実な継承とさらなる発展
2. 文化への投資が持続的になされる仕組みづくり
3. 文化経済活動を通じた地域の活性化
4. 双方向の国際展開を通じた日本のブランド価値の最大化
5. 文化経済活動を通じた社会包摂・多文化共生社会の実現
6. 2020年を契機とした次世代に誇れる文化レガシーの創出

VI 推進すべき「6つの重点戦略」

1. 文化芸術資源（文化財）の保存
2. 文化芸術資源（文化財）の活用
3. 文化創造活動の推進
4. 国際プレゼンスの向上
5. 周辺領域への波及、新たな需要・付加価値の創出
6. 文化経済戦略の推進基盤の強化

VII 戦略の推進と不断の見直し

- 中長期的な視野の下、社会経済情勢等の変化や、施策等の進捗状況等を踏まえつつ、関係者の意見を広く聴取して施策に反映するなど、常に戦略を最適化。
- 戦略実行の基本となる主要施策を「文化経済戦略アクションプラン」として取りまとめ、施策毎に指標を設定してPDCAサイクルを実行。

本戦略の着実な推進を図るためには、戦略が掲げる方針や方向性等を踏まえ、関係府省庁の緊密な連携の下、施策を速やかに実行していく必要があり、継続的に戦略が掲げる施策等の進捗を把握・検証するとともに、その結果を踏まえた上で PDCA サイクルを実行しながら、平成 30 年度以降特に重点的に取り組むべき具体的な施策等を立案し、実施していく必要がある。

とりわけ、目標の実現等に一定期間を要する施策等も存在することを踏まえ、中長期的な視野の下、今後 5 年から 10 年先を見据えた計画・目標を設定することにより、社会経済情勢等の変化や施策等の進捗状況等に応じて、戦略の改善・充実を図り、必要に応じて新たな施策等を追加しながら、一方で既存事業の見直しを行いつつ軌道修正を行うことで、常に戦略を最適化していく必要がある。

また、戦略においては、文化芸術への投資の拡充や、創出された新たな価値が、文化芸術の継承・発展に対して効果的に再投資されていく仕組みづくりを重視しつつ、経済的価値を生み出す文化芸術のみに偏重することなく、文化芸術全般を投資の対象とする。すなわち、有形・無形を問わず、今後、新たに創出されるものを含めた文化芸術資源について、これを国民の貴重な資産として総体的に捉え、先見性をもって戦略的な投資を行うことにより、潜在的な価値を発掘し、後世へと受け継いでいく。

さらに、戦略では、文化 GDP をはじめとする経済効果のみならず、より広い視点から文化芸術活動を把握することとしており、文化芸術により創出される様々な価値やあらゆる波及効果、国民生活への影響等を包括的に捉えることが重要であることから、量的な側面のみならず、質的な側面からも充実を図っていく必要がある。

加えて、本年 3 月 6 日には、平成 29 年 6 月に「文化芸術振興基本法」を改正して新たに制定された「文化芸術基本法」に基づき「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」が策定（閣議決定）された。これは、文化芸術政策の転換の節目である現下の情勢を踏まえ、文化芸術の本質的な価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値も明確に意識しつつ、今後 5 年間の政策の基本的な方向性、目指すべき姿を示したものである。

同時に、「文化経済戦略」は文化芸術を発想や考え方の出発点としながら、経済社会の持続的な発展を目指しており、文化芸術政策にとどまらない、経済政策、地域政策、社会政策の観点も盛り込んだ包括的な政策パッケージとして、基本法の趣旨も鑑み、関連分野との有機的連携にも配慮したものである。

これらのことを踏まえ、戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を定めるとともに、継続的に戦略の進捗状況を評価・検証し、施策内容の充実をはじめ、目標の早期達成や高度化等、アクションプランの継続的な見直しを行う。

併せて、戦略が掲げる個別施策の進捗状況を正確に把握できるよう、施策毎に具体的な指標を設定するとともに、関係府省庁における施策の具体化の状況も含めて進捗等を確認し、情勢の変化に応じ不断の見直しを行いながら一層の重点化を図り、戦略を推進していく。

II アクションプランの構成

アクションプランにおいては、最初に、「文化経済戦略」全体としての取組等の進捗状況や実績・成果等を明らかにするため、重点戦略の総合的な推進を通じて達成すべき全体目標や、それに係る成果指標等について設定する。

その上で、「文化経済戦略」が掲げる「6つの重点戦略」における「対応の方向性」や「主な取組（例）」を基本としつつ、これを充実させ、具体化することにより、「基本方針」と「主要施策」として整理する。

その際、個々の主要施策における取組内容を一層明確化するとともに、実施主体を明らかにすることとし、進捗状況等が正確に把握できるよう、主要施策毎に担当府省庁を明示した上で、具体的な行動計画や達成目標、成果指標等を設定する。

特に、新規施策等に関しては、現状、基礎データ等が十分に把握できておらず、ベンチマークを設定できない場合があることから、当面は実態調査等を行いつつ、

実状把握に努めることとし、その結果を踏まえた上で、検証方法等を整理し、改めて達成目標や成果指標等を設定する。

Ⅲ アクションプランの全体像

上記Ⅱに基づき、別添のとおり「文化経済戦略アクションプラン 2018（工程表）」を策定する。戦略実行により達成を目指す全体目標や成果指標等については、以下のとおりである。

◎文化経済戦略における全体目標、成果指標等

<全体目標>

- ◆「文化を知り、文化を愛し、文化を支える国民層」の形成、「国民文化力」の醸成
- ◆文化芸術資源の計画的な保存・継承や担い手育成等の人づくりの推進等、文化芸術の本質的な発展・成長
- ◆文化経済活動を通じた共生社会の実現
- ◆文化芸術産業の経済規模の拡大、民間資金による文化芸術に対する投資の拡充
- ◆文化芸術を起点としたイノベーション創出、文化芸術を企業価値につなげる企業経営の推進

【成果指標等】

- 国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合の向上【2016年：51.1%】
- 日本の芸術について「非常に良い」「やや良い」と回答する率の向上【2013年：77%】
- 劇場・音楽堂等に行ったことのある者の割合の向上【※今後指標を開発・検証】
- 美術館・博物館等文化施設の入場者数・利用者数の増加【2014年：129,579千人】
- 我が国の芸術家人口の増加【2015年：41万人】
- 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の向上
【2016年：鑑賞活動 59.2%／鑑賞活動以外 28.1%】
- 文化芸術産業の経済規模（文化GDP）【2015年：8.8兆円→2025年：18兆円】
- 国立美術館、博物館の寄付金等の受入れ状況
【2016年度：国立美術館 847百万円、国立文化財機構 754百万円】
- 文化財の活用数

IV PDCAサイクルの実行

別添工程表に掲げる重点戦略や基本方針，主要施策等の行動計画や達成目標等に基づき，関係府省庁の緊密な連携の下，地方自治体をはじめ，文化芸術団体やNPO，民間事業者等関係者が相互に連携・協働することにより，主要施策を速やかに実行する。

主要施策等の進捗状況については，予め設定した達成目標や成果指標等を踏まえ達成状況等を確認することとし，実績・成果等に基づき，個々の施策の達成度等について評価・検証を行う。

達成目標や成果指標等の設定においては，成果指標等の達成が自己目的化し，戦略が目指す方向性等とかけ離れないよう留意することとし，達成状況を的確に把握する観点から，定量的な目標や指標を用いるが，文化芸術の特殊性に十分留意しつつ，文化芸術により創出される様々な価値や波及効果等を包括的に捉え，質的な側面からの効果等も含めて総合的に把握するため，定性的な目標・指標等についても併せて設定する。

また，評価・検証においては，成果指標等に基づき，KPI等に対する達成状況等を含めた進捗状況を総合的に把握した上で，原因の分析や課題の抽出等を行うとともに，社会情勢や関係者からの意見等も十分に踏まえながら，施策内容の見直しや改善策等を検討する。

その際，個々の成果指標等に基づく状況のみで判断することなく，各々の施策における状況全体を適切に把握することとし，評価・検証の結果を踏まえ，新規施策の企画・立案をはじめ，到達目標の早期達成に向けた取組や到達目標の更なる高度化，成果指標の精緻化等，施策内容の改善・充実へとつなげる。

このように，PDCAサイクルを効果的に実行することにより，継続的な状況把握や計画内容の見直し等を行いつつ，戦略を推進していくこととし，評価・検証結果等を踏まえた爾後の行動計画として新たなアクションプランを策定した上で，施策等を着実に実行していくこととする。

(別添)

文化経済戦略アクションプラン2018 工 程 表

※ 2018年度からの施策等実施スケジュールを整理したものであり，達成すべき目標を設定
※ 各重点戦略における再掲施策については割愛

	(頁)
全体目標・成果指標等	2
重点戦略1：文化芸術資源（文化財）の保存	3
重点戦略2：文化芸術資源（文化財）の活用	5
重点戦略3：文化創造活動の推進	9
重点戦略4：国際プレゼンスの向上	16
重点戦略5：周辺領域への波及，新たな需要・付加価値の創出	20
重点戦略6：文化経済戦略の推進基盤の強化	24

全体目標・成果指標等

【全体目標】

- ◆「文化を知り，文化を愛し，文化を支える国民層」の形成，「国民文化力」の醸成
- ◆文化芸術資源の計画的な保存・継承や担い手育成等の人づくりの推進等，文化芸術の本質的な発展・成長
- ◆文化経済活動を通じた共生社会の実現
- ◆文化芸術産業の経済規模の拡大，民間資金による文化芸術に対する投資の拡充
- ◆文化芸術を起点としたイノベーション創出，文化芸術を企業価値につなげる企業経営の推進

【成果指標等】

- 国民の誇りとして「文化・芸術」が挙げられている割合の向上【2016年：51.1%】
- 日本の芸術について「非常に良い」「やや良い」と回答する率の向上【2013年：77%】
- 劇場・音楽堂等に行ったことのある者の割合の向上【※今後指標を開発・検証】
- 美術館・博物館等文化施設の入場者数・利用者数の増加【2014年：129,579千人】
- 我が国の芸術家人口の増加【2015年：41万人】
- 国民の鑑賞，鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合の向上【2016年：鑑賞活動59.2%／鑑賞活動以外28.1%】
- 文化芸術産業の経済規模（文化GDP）【2015年：8.8兆円→2025年：18兆円】
- 国立美術館，博物館の寄付金等の受入れ状況【2016年度：国立美術館 847百万円，国立文化財機構 754百万円】
- 文化財の活用数

重点戦略 1：文化芸術資源（文化財）の保存

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>1-① 我が国が有する文化芸術資源は、歴史の営みの中で先達の地道な努力により、伝承・発展してきた重要な資産であることを踏まえ、未来に向けて着実に維持・継承していくための体制づくりや文化財保護制度の見直しを行う。</p> <p>1-② 社会状況の変容に伴う地域コミュニティの衰退等の影響により、経年劣化等による損傷が激しい文化財が存在する中、文化財の計画的な修復、適切な状態での保存を行う。</p>	<p>(1) 地域全体で文化財の保存・活用を推進するための新たな仕組みの創設</p>	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財保護制度の見直しについて必要な制度的対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新制度に基づく取組の推進 		2020年度までに120市町村において新制度に基づく計画の策定の推進
			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域における文化財の総合的な保存・活用のための計画の策定の推進 			
	<p>(2) 美術館・博物館に寄託され、公開された個人所有の国宝・重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）の相続税の納税猶予制度の創設</p>	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財保護制度の見直しについて必要な制度的対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新制度の適切な活用を図る 		各種説明会等における周知
			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 所有者や美術館・博物館関係者への周知 			
	<p>(1) 関係自治体や所有者、保存修理を行う民間事業者・技術者と緊密に連携した保存修理対策</p>	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財の保存修理等の機会をとらえて関係自治体や所有者等と緊密に連携 ▶ 保存修理を行う民間事業者・技術者等と緊密に連携 			保存修理を行う民間事業者・技術者等と緊密に連携した件数
			<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国宝・重要文化財を確実に次世代へ継承するため、適切な周期での修理等を計画的に行う 			文化財の適切な修理の実施

重点戦略 1：文化芸術資源（文化財）の保存

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>1-③ 文化財が散逸・消滅の危機に瀕している状況を踏まえ、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支えていく体制づくりを推進する。</p>	<p>(1) 伝承者養成やわざの錬磨等に関する取組の実施</p>	<p>文化庁</p>	<p>➤ 重要無形文化財保持者・保持団体等、選定保存技術保持者・保存団体等が行う伝承者養成・わざの錬磨等の取組の推進</p> <p>➤ 地方公共団体、民俗文化財の所有者・保護団体等が行う重要無形民俗文化財の伝承者養成や用具の修理等の取組の推進</p>	<p>➤ 未来を志向した文化財の着実な継承と更なる発展のため、文化財継承の担い手の確保に資する施策の実施</p>		<p>・この1年間に直接鑑賞した文化芸術として「伝統芸能」「芸能」「美術」を選択した者の割合が、次回調査時において2016年度値（各3.9%、4.0%、22.5%）から倍増</p> <p>・この1年間に行った活動として「地域の芸能や祭りへの参加」を選択した者の割合が、次回調査時において13.8%（2016年度値）から倍増</p>

重点戦略 2：文化芸術資源（文化財）の活用

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>2-① 文化芸術資源の活用については、その特性や適切な保存に十分配慮しつつ、積極的な公開・活用を推進するため、文化財保護制度の見直しを行う。</p>	<p>(1) 「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年文化庁長官裁定）」の改訂による材質に応じたきめ細やかな取扱いを可能にする見直し</p> <p>(2) 周期的な根本修理、維持管理とともに、文化財の美装化の推進</p>	文化庁	<p>▶ 文化財保護法第53条に基づき、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴う公開を行う場合の取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針となる取扱要項を2018年1月に改訂及び通知を发出</p> <p>▶ 改訂内容の周知を行うとともに、適切に美術館・博物館関係者・所有者等からの相談に応じる</p>			重要文化財等の適切な公開の促進に向けた国による技術的助言等の実施
		文化庁	<p>▶ 文化財を健全で美しい状態に回復するため、建造物の外観・内装の修繕、塗装部分の漆がけなどや、美術工芸品の外観の黴・サビ・ホコリ等の除去、表具・縁の打ち直しなどにより、その価値と魅力を高め、文化財の活用を促進する</p>			美装化等を終えた文化財の活用件数
<p>2-② 文化財の観光やまちづくり等への積極的な活用を促進するため、文化財を中核とする観光拠点の形成や、史跡等の大型文化財の公開や活用の機能充実のための整備を促進する。</p>	<p>(1) 文化財を中核とする観光拠点形成の推進</p> <p>(2) 史跡等の大型文化財についての修復とガイダンス施設の設定等の推進</p>	文化庁	<p>▶ 歴史文化基本構想に基づき自治体を実施する観光拠点形成に向けた情報発信、施設整備等の取組の促進</p> <p>▶ 観光拠点形成の特に優れた事例を創出するため、関係省庁と連携した施策の実施</p>	▶ 左記の取組を継続するとともに、文化財を中核とする観光拠点形成の優れた事例を取りまとめ、公表する		<p>・横展開された優良事例の活用件数、観光客数</p> <p>・4箇所の重点支援先の観光客数</p>
		文化庁	▶ 史跡等の大型文化財の公開や活用の機能充実のための整備を着実に進める	▶ 進行中の整備案件を着実に進めるとともに、新たな整備計画に基づく整備を実施する		整備を終えた史跡等の大型文化財の公開・活用件数

重点戦略 2：文化芸術資源（文化財）の活用

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>2-③ 文化財の公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等からの相談への一元的な対応・支援等を行うためのセンター的機能を整備する。</p> <p>2-④ 公的空間での展示や国際交流、教育での活用等、様々な場面における文化財の活用を促進するため、文化財の高精細デジタルアーカイブ化や、高精細レプリカ、VR等先端技術との連携による取組を推進する。</p> <p>2-⑤ 文化財を公開する際は、外国人旅行者や障害者を含めた多様な鑑賞者がより深く理解し、親しむことのできる機会の充実を図るべく、多言語や多様な方法による情報発信をはじめ、文化財の有する価値や背景情報等を丁寧に説明する。</p>	<p>(1) 文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備</p> <p>(1) 文化財の高精細レプリカやVR等を活用したビジネスモデル創出等の推進</p> <p>(1) 地域の美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスターの創出</p>	<p>文化庁</p> <p>文化庁</p> <p>文化庁</p>	<p>▶ 文化財活用のためのセンター機能の整備</p> <p>▶ 文化財活用のためのセンター機能の整備</p> <p>▶ 地域の美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスターの整備</p>	<p>▶ 地方公共団体、博物館・美術館等からの相談の一元的な対応、展示環境に係る科学的研究成果の提供を行う文化財公開・活用センター機能を整備し、文化財の更なる公開・活用を促進する</p> <p>▶ 企業等との連携による高精細レプリカやVR等を活用したビジネスモデル創出を行う文化財公開・活用センターの機能を整備し、文化財の更なる公開・活用を促進する</p> <p>▶ 地域文化資源の面的・一体的整備、地域に存する文化財の活用、観光振興、多言語化に関する取組を行い、地域文化の振興と国際発信を強化する</p>		<p>地方自治体等から相談を受け、その後事業に発展した件数</p> <p>地方自治体等から相談を受け、その後事業に発展した件数</p> <p>美術館・博物館の入場者数</p>

重点戦略 2：文化芸術資源（文化財）の活用

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>2-⑤ 文化財を公開する際は、外国人旅行者や障害者を含めた多様な鑑賞者がより深く理解し、親しむことのできる機会の充実を図るべく、多言語や多様な方法による情報発信をはじめ、文化財の有する価値や背景情報等を丁寧に説明する。</p>	<p>(2) 国内外の美術館・博物館との連携による日本文化の魅力の海外への紹介、諸外国の文化関係機関と文化財の海外交流・協力の調整</p> <p>(3) 文化財の多言語解説整備の推進</p>	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与することを目的として、日本古美術海外展を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サンフランシスコ（アメリカ） 		海外展の来館者の日本文化への関心度や理解度の向上
		文化庁 観光庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国際観光旅客税を活用し、観光施策と連携させつつ、文化財について先進的・高次元な多言語解説を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光施策と連携させつつ、文化財について先進的・高次元な多言語解説を整備するとともに、モデルケースとして優れた事例の普及を図る 		観光施策と連携した事業の実施件数

重点戦略 2：文化芸術資源（文化財）の活用

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>2-⑥ 個々の興味や関心等に応じて、文化財の価値等を分かりやすく説明できる人材 (美術館・博物館の学芸員等)を育成・配置するとともに、当該人材の活躍の場が広がるような環境整備等を推進する。</p>	<p>(1) 学芸員等を対象としたミュージアム・マネジメント研修及びミュージアム・エドゥケーター研修の実施、文化財に適した展示・保存環境等に関する新たなカリキュラムの開発・提供、国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開に関する企画展の実施</p> <p>(2) 文化財の適切な保存・活用や文化財の魅力を活かして発信できる人材育成のための研修の実施</p>	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 美術館・歴史博物館の学芸員等を対象として、ミュージアム・マネジメント及びミュージアム・エドゥケーター研修を充実させ、効果的な研修内容になるようフォローアップを行う ▶ 重要文化財等(美術工芸品)の展示など公開を促進する観点から重要文化財等の修理及び保存科学に関する研修の実施、企画展への支援を行い国民の鑑賞の機会を提供することで、美術館・歴史博物館の文化振興の拠点としての役割の遂行を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保存科学に関するオンライン研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保存科学に関するオンライン研修の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアム・マネジメント研修及びミュージアム・エドゥケーター研修の修了者 在籍館数 ・企画展示セミナーの実施日数 保存科学に関するオンライン研修の修了者数
		文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 全国の文化財担当者等を対象とした文化財行政講座(3日間)において、職務遂行に必要な基礎的事項及び実務上の課題に加え、民間外部講師による文化財の公開活用における観光客等視点からの課題等について研修を実施 			<ul style="list-style-type: none"> 文化財の適切な保存・活用等を担う人材の継続的な育成

重点戦略3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-① 伝統工芸，近現代アート，舞台芸術，メディア芸術，生活文化など，人々が様々な文化芸術活動を積極的に鑑賞し，これに主体的に参加し，又は創造することができる環境を整備する。</p>	<p>(1) 優れた文化芸術活動を鑑賞・参画する機会の創出，新たな文化芸術の創造</p> <p>(2) メディア芸術の創造活動等の促進や優れたクリエイター等の育成支援，メディア芸術作品の保存・活用に必要な所蔵情報等の整備との推進</p> <p>(3) 障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設</p> <p>(4) 我が国における映画のロケ等の環境整備を図り，ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有等を実施する</p>	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 訪日外国人やビジネスパーソン等のニーズに応える文化芸術によるナイト・エンタテインメントの創出 ▶ 文化芸術と最新のテクノロジーの融合や，伝統芸能と現代舞台芸術のコラボレーション等による，新たな文化芸術の創造 			効果的なナイト・エンタテインメント及び新たな文化芸術による公演の充実
		文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する文化庁メディア芸術祭を開催し，国内外のクリエイターによる創作活動の活性化を図るとともに，若手クリエイターの創作活動の水準向上と育成環境の整備を図る ▶ 各研究機関等におけるメディア芸術のアーカイブ化への取組を実施するとともに，産・学・館（官）の連携・協力により，メディア芸術分野の文化資源の運用・展開，新しい仕組みや機能の創出，人材育成等の事業を実施する ▶ 「メディア芸術データベース（開発版）」の運用及び2020年の正式版公開に向けた整備を行う 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き，国内外のクリエイターによる創作活動の活性化，若手クリエイターの水準向上と育成環境の整備を図る ▶ 「メディア芸術データベース（正式版）」の継続的な運用 	文化庁芸術祭の来場者数の増加
		文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 劇場・音楽堂等のバリアフリー対策を促進し，障害者等に優しい文化拠点として，障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し，共生社会の実現 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 引き続き，障害の有無に関わらず，共に文化芸術活動ができる環境の醸成を構築 	劇場等での鑑賞経験のある障害者の割合の向上
		内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ロケ撮影に関係の深い許認可に係る最新情報の共有及び許認可取得にあたっての優良事例の整理・ノウハウの共有を進めるとともに，これまでの議論を踏まえ，官民によるロケーション支援の在り方，海外の作品誘致に係る制度の在り方について，一定の結論を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記の実施状況を踏まえ，必要な取組を検討 		ロケ撮影に係る関係法令等を一元的に情報共有するための情報共有の体制を構築

重点戦略3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-① 伝統工芸，近現代アート，舞台芸術，メディア芸術，生活文化など，人々が様々な文化芸術活動を積極的に鑑賞し，これに主体的に参加し，又は創造することができる環境を整備する。</p> <p>3-② 食文化やファッション等生活文化について，その振興及び普及等を図るとともに，海外発信を推進するなど，多様な活動を総合的に推進する。</p>	<p>(5) 障害者芸術文化活動普及支援事業</p> <p>(6) 日本のエンターテインメントに関するイベント情報が集約され，世界中から訪れる外国人のアクセスが可能でかつ，多言語対応化した情報プラットフォームの整備を促す</p> <p>(7) 企業の文化経営の推進</p> <p>(1) 暮らしの文化についての調査研究</p>	厚生労働省	<p>➢ 障害者の文化芸術活動を支援する体制を各地に整備し，相談支援，支援人材の育成，地域のネットワークづくりなどを都道府県の主体的な取組の下，障害者の文化芸術活動を推進</p>			<p>障害者の豊かな生活や自立と社会参加の促進</p> <p>ベストプラクティスを毎年10事業程度抽出し，経済団体や関連団体を通じて，広く企業に文化経営の重要性について周知する</p> <p>茶道・華道・食文化等の各分野の状況について適切に調査を実施</p>
		経済産業省	<p>➢ 観光予報プラットフォームと我が国のイベント情報の連携が促進される環境の整備を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ項目整理 ・イベントの主催者側によって容易にイベント情報の登録が出来る仕組みの構築 ・会場施設やイベント自体に関する動画，写真などのビジュアル情報の整備 <p>➢ 世界中から訪れる外国人観光客にとって観光予報プラットフォームがより利用しやすくなるようイベント情報の検索機能や目的地までの経路検索機能等の拡充を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AI自動翻訳の開発，精度向上 ・国内外から外国人が直接施設へ予約できる機能の提供 ・経路検索エンジンとの連携 <p>➢ 安心・安全に旅するためのアクセス環境情報の提供促進を促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天気や気温，湿度などの季節情報の提供 ・加えて，日本の四季が観光資源に繋がるような情報を併せて提供 			
		経済産業省	<p>➢ 平成29年度補正予算インバウンド型クールジャパン推進事業等からベストプラクティスを抽出する他，企業の本業と文化活動が密着した新たな企業経営を促進する施策について検討</p>	<p>➢ 引き続き，企業の本業と文化活動が密着した新たな企業経営を促進</p>		
文化庁	<p>➢ 茶道・華道・食文化等の各分野について調査</p> <p>➢ 生活文化・国民娯楽の振興の在り方に関する調査</p>					

重点戦略3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-② 食文化やファッション等生活文化について、その振興及び普及等を図るとともに、海外発信を推進するなど、多様な活動を総合的に推進する。</p>	<p>(2) 次世代継承型の食育活動及び和食の魅力等の効果的な発信による和食文化の保護・継承</p> <p>(3) 海外における日本食・食文化への理解の深化を図るとともに、日本産食材を積極的に活用する海外レストランとの連携等を推進</p> <p>(4) 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）への出資を活用した日本文化の発信・販売拠点の整備</p>	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 和食文化をテーマにした次世代継承型の食育活動の推進 ➢ メディア等と連携した和食文化の魅力等の効果的な発信 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係機関や民間等と連携した国内外における和食文化の理解と関心を高めるための情報発信の推進 ➢ 伝統的な和食文化の保護及び継承を引き続き推進 		<p>・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合が、2020年度において50%以上であること</p> <p>・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合が、2020年度において60%以上であること (第3次食育推進基本計画における目標値)</p> <p>2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を達成</p> <p>訪日外国人旅行者数4000万人(2020年)への寄与</p>
		農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ➢ トップセールスや大型イベント等と連携した日本食・食文化及び日本産食材の魅力の海外発信 ➢ 日本産食材を積極的に使用する海外のレストランや小売店を「日本産食材サポーター店」として民間団体が認定する制度を推進し日本産食材の輸出拠点化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年度を取組を継続しつつ、日本産食材サポーター店の認定店を活用し、日本食・食文化の普及及び日本産食材サポーター店への日本産食材の売り込みによる輸出拡大 		
		農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「日本食普及の親善大使」の任命 ➢ 海外料理人の日本料理に関する知識・調理技能を修得度合いに応じて民間団体が認定する制度を推進し日本食・食文化の普及人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年度を取組を継続しつつ、任命された「日本食普及の親善大使」や、日本料理の調理技能認定を受けた料理人を活用し、各国における日本食・食文化の普及を促進 		
		経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資支援により展開する日本文化の発信・販売拠点において、食文化や生活文化等の現地発信のための展示やイベント等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 引き続き、クールジャパン機構の出資により、日本文化の発信・販売拠点の構築を推進 		

重点戦略 3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-② 食文化やファッション等生活文化について、その振興及び普及等を図るとともに、海外発信を推進するなど、多様な活動を総合的に推進する。</p> <p>3-③ 子供や高齢者、障害者など、あらゆる人が文化芸術を積極的に鑑賞したり、文化芸術活動の主体となる環境等を整備することで、多様性に裏打ちされ、創造性に溢れた経済社会の実現を目指す。</p>	<p>(5)～(6) ファッションデザイナーの支援のため、官民一体となったコンソーシアムを設立。協力機関とともに様々なサポートを行う</p> <p>(1) 文化芸術による「創造力・想像力」豊かな子供の育成</p> <p>(2) 共生社会の実現のため、芸術文化振興事業及び外国人に対する日本語教育の推進</p>	<p>経済産業省</p> <p>文化庁</p> <p>文化庁</p>	<p>▶ 若手デザイナー支援コンソーシアムの設立</p> <p>▶ 支援デザイナーの選定、海外販路開拓支援</p> <p>▶ コンソーシアム参画機関の拡大</p> <p>▶ JETRO事業を活用し、バイヤー、インフルエンサー、投資家等をファッションショー等に招聘する</p>	<p>▶ 引き続き、支援デザイナーの海外販路開拓支援及びコンソーシアム参画機関の拡大を促進</p> <p>▶ 前年の結果を踏まえ、引き続き必要な招聘事業を実施</p>		<p>コンソーシアム支援事業により、支援対象ブランドの商談成立割合80%以上</p> <p>伝統分野や生活文化、国民娯楽等が継承されるとともに、子供の創造力・創造力を育む</p> <p>・障害者の文化芸術活動への参加率の向上 ・在留外国人数に占める日本語教育実施機関・施設等における日本語学習者数の割合の向上（2016年末：9.1%） ・日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数の増加（2016年：29,267人）</p>
			<p>▶ 伝統文化親子教室事業（教室展開型）の対象となる分野のうち、特に生活文化・国民娯楽等を推進する</p> <p>▶ 伝統文化親子教室事業の地域展開型について、地方自治体への更なる周知を図るとともに内容の充実を図る</p>	<p>▶ 障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、障害者の優れた芸術活動の調査研究と国内外での公演、展覧会等を推進</p> <p>▶ 地域における日本語教育の充実のための取組や日本語教育人材の資質・能力の向上のための取組などを通じて、国内で生活する外国人に対する日本語教育を推進</p>	12	

重点戦略3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-③ 子供や高齢者、障害者など、あらゆる人が文化芸術を積極的に鑑賞したり、文化芸術活動の主体となる環境等を整備することで、多様性に裏打ちされ、創造性に溢れた経済社会の実現を目指す。</p> <p>3-④ 新進芸術家・クリエイターや文化伝承の担い手など、国際舞台において文化創造を先導できる人材育成を推進し、国内外における活躍の場の創出等の支援を強化するとともに、文化芸術の価値を最大化できるマネジメント人材・プロデュース人材の育成を推進する。</p>	<p>(3) 全国障害者芸術・文化祭開催事業、全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業、芸術活動振興事業</p> <p>(1) 文化芸術を支える人材の育成</p> <p>(2) 日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信</p> <p>(3) グローバルな集客につながる魅力的なコンテンツ制作の担い手（クリエイター）を中心としたエコシステムの創出</p>	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国民の障害に対する理解や認識を深め、障害者の豊かな生活や自立と社会参加を促進するために、全国障害者芸術・文化祭を開催 ➤ 障害者による芸術文化活動の裾野が広がるよう、全国各地の障害者による作品展示や公演、文化祭等を全国障害者芸術・文化祭の連携事業として実施 ➤ 市町村等において障害者の作品展、音楽会、映画祭等の芸術文化活動の機会を提供 			障害者の豊かな生活や自立と社会参加の促進
		文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新進芸術家等に、公演出演や展覧会出展などキャリアアップに繋がる機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資する研修を実施し、我が国のこれからの文化芸術を担う人材を育成 ➤ 芸術系大学が有する人的、物的資源を活用し、アートマネジメント人材等を育成 			国内外で活躍する人材の増加
		外務省	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ジャパン・ハウスでの事業や日本ブランド発信事業の専門家派遣等を通じて、日本の「正しい姿」を含む政策・取組や多様な魅力の発信を行うその際、国際舞台において文化創造を先導できる人材育成を推進し、海外における活躍の場の創出等の支援を強化することに留意する 			<p>・日本ブランド発信事業：アンケートのイベント満足度に関し、「とても満足した」と「まあまあ満足した」の割合が8割以上</p> <p>・ジャパン・ハウス事業：年間施設来館者数、国内外メディアにおける掲載回数等</p>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ➤ クリエイターを中心とした、多様な資金調達を目指すコンテンツ企画開発や海外プロモーションを実施 ➤ 海賊版に対抗する世界同時展開を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施 		<p>コンテンツ関連産業の国内外売上高を2025年度において30兆円以上にするこ と</p> <p style="text-align: right;">13</p>		

重点戦略3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-④ 新進芸術家・クリエイターや文化伝承の担い手など、国際舞台において文化創造を先導できる人材育成を推進し、国内外における活躍の場の創出等の支援を強化するとともに、文化芸術の価値を最大化できるマネジメント人材・プロデュース人材の育成を推進する。</p> <p>3-⑤ 2020年以降の成熟社会におけるレガシー創出を目指し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、関係者との連携の下、国際化や共生社会への対応といったレガシーの創出に資する文化プログラムを、大会開催地にとどまらず全国に浸透させる。</p>	<p>(4) イノベーションを促進するための高度デザイン人材の育成</p> <p>(1) beyond2020プログラム及び試行プロジェクト成果の全国展開</p> <p>(2) 公共空間を活用した文化イベント促進相談窓口による文化イベント組成支援</p> <p>(3) 文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と連携した、国際発信力のある拠点形成を推進</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高度デザイン教育に取り組む大学等高等教育機関によるプラットフォームの構築等を支援し、モデルとなる教育カリキュラムを検討 ▶ 企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用の在り方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 作成したモデルカリキュラムの普及促進 ▶ 地方大学も含めた横断的な産学連携を図り、高度デザイン人材を育成 ▶ 企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用に必要な対応策の実施 		<p>モデルカリキュラムを参考とした高度デザイン教育に取り組む教育機関が10校以上であること</p>
		<p>内閣官房オリパラ事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「beyond2020プログラム」の普及を図るとともに、大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素を含む文化イベントについて試行プロジェクトを実施し、その効果・課題を分析することを通じ、その成果を全国へ展開する 			<ul style="list-style-type: none"> ・全国津々浦々で文化プログラムが展開 ・大会に向けた機運が醸成
		<p>内閣官房オリパラ事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共空間を活用した文化イベント促進相談窓口において、公共空間を活用した文化イベントの実施に必要な手続等に関する相談を受け付ける ▶ 受け付けた相談に係る支援概要を公表し、全国各地で同様の取組を促す 			<p>公共空間を活用した文化イベントを実施</p>
<p>文化庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会を実現 			<p>訪日外国人旅行者数4000万人（2020年）の達成</p>		

重点戦略3：文化創造活動の推進

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>3-⑤ 2020年以降の成熟社会におけるレガシー創出を目指し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、関係者との連携の下、国際化や共生社会への対応といったレガシーの創出に資する文化プログラムを、大会開催地にとどまらず全国に浸透させる。</p>	<p>(4) 「スポーツ文化ツーリズム」の掘り起こしや拡大</p> <p>(5) 全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業</p> <p>(6) インバウンド拡大につなげるための異業種連携等によるクールジャパンの発信・展開</p>	<p>スポーツ庁 文化庁 観光庁</p>	<p>▶ スポーツと文化芸術資源と観光を密接に融合させた「スポーツ文化ツーリズム」の掘り起こしや拡大を図るため、引き続き3庁が連携して有望な取組を発掘し、有識者・業界関係者との意見交換会等を行い、観光素材としてのブラッシュアップを図ることで、定着化を支援する</p> <p>▶ また、アワード選定事例を発信する機会を創出し、受賞取組を紹介するWEBサイト等の多言語発信の基盤を整備し、国内外に向けた発信を強化する</p>			<p>訪日外国人旅行者数4000万人（2020年）の達成</p>
		<p>厚生労働省</p>	<p>▶ 文化プログラムで多くの障害者が活躍し、障害者による芸術文化活動の裾野が広がるよう全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業を実施</p>			<p>障害者の豊かな生活や自立と社会参加の促進</p>
		<p>経済産業省</p>	<p>▶ 異業種連携や世界的イベントとの連携によるクールジャパン発信イベントを実施</p>	<p>▶ 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施</p>		<p>文化経済産業の経済規模（文化GDP）が、2025年度において、18兆円であること</p>

重点戦略4：国際プレゼンスの向上

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>4-① 戦略的な国際展開を推進し、文化芸術を活かしたブランド力の向上を図るため、関係府省庁の連携により、総合的・横断的な推進体制を整備する。</p>	<p>(1) 関係府省庁連携による「日本ブランディング戦略タスクフォース」新設、「戦略的日本ブランド構築事業」の実施</p> <p>(2) 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づいたクールジャパンの効果的な発信・展開、人材育成等の基盤整備、官民・異業種の連携促進の他、クールジャパンの本質の解明等を検討し、戦略の深化を図る</p> <p>(3) 「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を活用した新規ビジネスの組成やクールジャパン戦略のより効果的な実施</p>	<p>内閣官房 内閣府 文化庁 外務省 農林水産省 経済産業省 観光庁 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国に対するイメージ等、いわゆる「国家ブランド」について評価する尺度・指標や体制について検討、必要に応じ国際比較も実施 ▶ クールジャパン、インバウンド対応をはじめとする関連施策間の関係を整理・体系化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査・検討を踏まえた「国家ブランド」のモニタリング体制を整備 ▶ 「国家ブランド」関連指標も踏まえつつ、我が国の魅力発信を強化 		<p>民間実施のものも含めた複数の国家ブランド関係の国際比較ランキングにおいて、我が国の順位がトップ5以内にあること</p>
		<p>内閣府 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係省庁一体となり、「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」や、当該イニシアティブを踏まえた人材育成等のテーマ別の検討・関連施策の実施等により、日本の魅力を効果的に発信・展開 ▶ 「クールジャパン関係府省連絡・連携会議」等の開催により、「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」に基づく関係府省の取組をフォローアップ ▶ 「クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ」に基づき、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進 			<p>「知的財産戦略ビジョン」や「クールジャパン人材育成検討会最終とりまとめ」の取りまとめ内容等を関係府省の施策に反映させていくことにより、クールジャパン戦略を一層効果的に実施</p>
		<p>内閣府 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「知的財産戦略ビジョン」を策定 ▶ 日本の魅力を活かして、より多くの外国人に日本の商品・サービスをより高い付加価値を持つものとして消費してもらうため、クールジャパンの魅力の効果的・持続的な創造・発信を図る 			<p>「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下、異業種連携の先進事例を創出するためのイベントや、海外展開への機運醸成のためのセミナー等を実施</p>

重点戦略4：国際プレゼンスの向上

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>4-② 我が国の文化芸術を積極的に海外に向けて発信するとともに、世界の文化芸術が我が国の社会や市場へ集う双方向の国際展開を推進することにより、文化芸術を通じたブランド力向上を図り、インバウンド拡大等につなげる。</p>	<p>(1) 世界水準と評価される公演等の実施</p>	文化庁	<p>▶ 文化芸術各分野のトップレベルの団体の総力を結集して、グローバルなネットワークを構築・強化しつつ、世界水準と評価される公演等を実施</p>			世界水準と評価された公演等の増加
	<p>(2) 我が国の優れた芸術文化を世界で展開するため、国内における国際的舞台芸術イベントの開催、海外の芸術団体との共同制作等を実施</p>	文化庁	<p>▶ 我が国の芸術団体等における海外フェスティバル等へ参加</p> <p>▶ 我が国で開催される国際的な舞台芸術の公演等の実施</p> <p>▶ 我が国の芸術団体と外国の芸術団体が行う舞台芸術の国際共同制作公演の実施</p>			国内で行う世界的認知度がある国際的舞台芸術イベント等の増加
	<p>(3) 文化遺産保護に係る国際協力の推進</p>	文化庁	<p>▶ 文化遺産保護国際貢献事業及び文化財保存修復研究国際センターとの連携協力等の実施</p>			連携協力の適切な実施
	<p>(4) 国際的な文化芸術事業、日本文化の対外発信等の推進</p>	文化庁	<p>▶ 外交上の周年事業、ジャポニスム2018やロシアにおける日本年等の機会を捉えた相乗効果が高い文化芸術事業を実施</p> <p>▶ 現地のニーズを考慮しつつ、文化交流使による日本文化の対外発信事業を実施</p> <p>▶ アーティスト・イン・レジデンスの拠点団体及び小規模団体への支援を通じて、文化人・芸術家の相互交流を実施</p>	<p>▶ 2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて効果的な国際文化交流事業を実施</p> <p>▶ 文化交流使による日本文化の対外発信を引き続き推進</p> <p>▶ アーティスト・イン・レジデンス事業による地方における国際文化交流の促進に向けた取組を推進</p>		<p>・海外における日本文化の理解度や関心度の向上</p> <p>・日本に対する「行きたい国」や「親しみを持つ国」といった認知度の向上</p>

重点戦略4：国際プレゼンスの向上

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>4-② 我が国の文化芸術を積極的に海外に向けて発信するとともに、世界の文化芸術が我が国の社会や市場へ集う双方向の国際展開を推進することにより、文化芸術を通じたブランド力向上を図り、インバウンド拡大等につなげる。</p>	<p>(5) 放送コンテンツの海外展開の促進</p> <p>(6)～(12) 外務省及び国際交流基金による文化交流・発信事業の実施</p> <p>(13) 農山漁村の食や食文化の魅力をSAVOR JAPANブランドで海外に情報発信し、インバウンド誘客を強化</p> <p>(14) コンテンツの海外展開基盤整備等の推進</p>	総務省	<p>▶ 放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と密接に連携しながら、ASEAN等のアジア諸国に続いて、段階的に展開先を拡大し、日本の魅力ある放送コンテンツの継続的な放送を実施</p>			<p>2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対日理解の促進と親日感の醸成を通じて我が国の国際プレゼンスの向上を強化 ・放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 개국以上、のべ500番組以上の放映の達成 ・日本ブランド発信事業：アンケートのイベント満足度に関し、「とても満足した」と「まあまあ満足した」の割合が8割以上 ・ジャパン・ハウス事業：年間施設来館者数、国内外メディアにおける掲載回数等 <p>認定地域における2020年の訪日外国人観光客宿泊数を2016年比の伸び率の平均値を150%（1.5倍）とする</p> <p>コンテンツ関連産業の国内外売上高を2025年度において30兆円以上にすること</p>
		外務省	<p>▶ 在外公館等を通じた日本文化の紹介・発信の他、選定周年国を対象とした大型文化事業、ジャポニズム2018、ロシアにおける日本年、ジャポニズム2019等を通じた日本文化の発信</p> <p>▶ 在外公館やジャパン・ハウスを活用したり、日本ブランド発信事業の専門家派遣等を通じて我が国の「正しい姿」や多様な魅力の発信</p> <p>▶ 国際交流基金を通じて、海外における日本語普及、文化芸術交流、日本研究・知的交流に資する事業の実施</p> <p>▶ 放送コンテンツ等海外展開促進の取組を実施</p> <p>▶ 映画の海外展開促進のための取組を推進</p>			
		農林水産省	<p>▶ 農泊（農山漁村滞在型旅行）を行う地域の中で、特に食・食文化やそれを支える地域資源を活用してインバウンド誘客を行う優れた取組地域を農林水産大臣がSAVOR JAPANとして認定</p> <p>▶ 海外プロモーション活動を通じて、ブランド力の向上を図り、農山漁村へインバウンド誘客</p>			
		経済産業省	<p>▶ 国際連携強化のため、コンテンツの国際制度動向等の調査や各国との対話を実施</p> <p>▶ 国際ビジネスを前提とした新たな契約・資金調達スキームに係る仕組みを整備・検証する</p>		<p>▶ 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施</p>	

重点戦略4：国際プレゼンスの向上

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>4-② 我が国の文化芸術を積極的に海外に向けて発信するとともに、世界の文化芸術が我が国の社会や市場へ集う双方向の国際展開を推進することにより、文化芸術を通じたブランド力向上を図り、インバウンド拡大等につなげる。</p>	<p>(15) 外部人材を活用し、日本らしい商品の開発、ブランディング、PR・流通までのプロデュース活動を推進する</p>	<p>経済産業省</p>	<p>▶ 専門家招聘型プロデュース支援事業の実施</p>	<p>▶ 引き続き、外部人材を活用した日本らしい商材等の総合プロデュース活動を推進</p>		<p>外部人材を活用したプロデュース支援により商談を成立もしくはビジネスモデルを開発した企業等の割合80%以上</p>
	<p>(16) 株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）への出資を活用した興行施設の整備</p>	<p>経済産業省</p>	<p>▶ 海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、海外向けに日本の文化芸術の興行を行うための拠点（劇場、ホール等）を国内外に整備</p>	<p>▶ 引き続き、日本の文化芸術の興行を行うための拠点整備を推進</p>		<p>訪日外国人旅行者数4000万人（2020年）への寄与</p>
	<p>(17) 新しい市場の開拓に向けた訪日プロモーションの推進</p>	<p>観光庁</p>	<p>▶ 訪日外国人旅行者数の目標達成に向けて、既存市場の確保に加え、欧米豪、富裕層、若年層などの新しい市場の開拓のため、日本の伝統文化や、歴史的資源等を活用した訪日プロモーションを推進する</p>			<p>訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人とすることを旨とする</p>
	<p>(18) 国立公園満喫プロジェクトの推進</p>	<p>環境省</p>	<p>日本の国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化に向け、地域の文化や歴史などとも連携しつつ、国立公園における体験プログラムの充実や基盤的な公園施設の整備等を行うとともに、国立公園の魅力を国内外に広く発信する</p>			<p>国立公園訪日外国人旅行者数を2020年に1000万人とすることを旨とする</p>

重点戦略5：周辺領域への波及，新たな需要・付加価値の創出

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>5-① 地域における文化芸術資源と周辺領域（宿泊施設，飲食店，商店街，学校等）との連携を深めることにより面的な広がり形成し，訪日外国人を含むより多くの人々の関心を喚起するとともに，文化芸術資源の活用による新産業創出等，新たな需要や高い付加価値を創出する。</p>	<p>(1) ICOM京都大会2019に向けた取組を通じた博物館の活性化・国際化により，観光振興や国際交流の拠点として博物館の機能を強化し，博物館を核とした地方創生につなげる</p> <p>(2) 伝統的工艺品産業振興法に基づき認定した各伝統的工艺品産地の特性に応じた事業計画に沿って行われる，需要開拓，人材育成・確保等に対する支援</p> <p>(3) 歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進めるため，歴史的風致維持向上計画の策定を促進するとともに，文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上に資する取組を推進</p> <p>(4) MICEにおけるユニークベニューの利用促進</p>	<p>文部科学省</p>	<p>➤ ICOM京都大会，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け，「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」により，複数の博物館により構成されるコンソーシアムを中心とした共同展示や多言語による情報発信，学芸員の資質向上，地域における博物館の魅力向上の取組を進め，観光振興や国際交流の拠点としての博物館の機能強化を図る</p>			<p>・事業成果の周知やICOM京都大会の成果を踏まえ，最新の国際動向等を取り入れた我が国博物館の実現 ・美術館・博物館の入場者数</p>
		<p>経済産業省</p>	<p>➤ 伝統的工艺品産業の発展に向け，本施策を通じた継続的な支援を実施。また，産地の自立化を進め，継続的に産地ブランドを活かした新商品開発や国内外の新規市場の開拓，後継者の育成に取り組まれるよう促進</p>			<p>各年度において，伝統的工艺品の出荷額の増減率が，一般生活関連用品（工業統計）の増減率を下回らないこと</p>
		<p>国土交通省</p>	<p>➤ 歴史・文化・風土を生かしたまちづくりを進めるため，歴史的風致維持向上計画の策定を促進するとともに，文化財を核とした良好な市街地の環境の維持・向上に資する取組を推進</p>			<p>歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数を，2020年度までに約110団体とする</p>
		<p>観光庁</p>	<p>➤ ユニークベニュー開発の核となるコンベンションビューローと，幅広い関係者のネットワーク強化等を行うモデル事業を実施。地域の中で，自律的かつ継続的にユニークベニュー利用促進が図られる連携モデルを構築</p>	<p>➤ ユニークベニュー利用促進のための地域連携モデルを全国的に波及させるため取組を展開</p>		<p>2020年までに国際会議開催件数をアジア主要国において全体の3割以上を占め，アジア最大の開催国の地位を維持</p>

重点戦略5：周辺領域への波及，新たな需要・付加価値の創出

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>5-① 地域における文化芸術資源と周辺領域（宿泊施設，飲食店，商店街，学校等）との連携を深めることにより面的な広がりを形成し，訪日外国人を含むより多くの人々の関心を喚起するとともに，文化芸術資源の活用による新産業創出等，新たな需要や高い付加価値を創出する。</p> <p>5-② 各地域の特性を活かし，歴史，風土等を反映した文化芸術資源を基軸にした拠点を形成し，地域における文化芸術活動の活性化や文化芸術水準の向上等を通じて，交流人口の増加や地域の活性化を図る。</p>	<p>(5) 地域の観光資源を活かした，観光客の来訪・滞在促進を図る観光地域づくりを推進する</p> <p>(6) 歴史的資源を活用した観光まちづくり推進</p> <p>(1) 商店街・中心市街地における外国人観光客の消費需要を取り込むために行う環境や施設の整備</p> <p>(2) 中小企業地域産業資源活用促進法に基づき，中小企業等が行うふるさと名物等を活用した新たな商品開発，販路開拓，観光客の地域における滞在環境の向上を目指す取組等を実施</p>	<p>観光庁</p> <p>内閣官房 観光庁</p> <p>経済産業省</p> <p>経済産業省</p>	<p>▶ 各地域への周遊を促進するため，地域の伝統文化，美しい自然，歴史的景観，魅力ある食文化等，地域の観光資源を活かした，DMOが中心となって行う，地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る観光地域づくりを推進する</p> <p>▶ 内閣官房「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」において，相談の受付，専門家の現地視察，コンサルティング等を実施</p> <p>▶ 歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手支援・育成を実施</p> <p>▶ 歴史的建造物群を中心としたまちなみ整備や，文化イベントを契機とした地域の活性化，名所・観光地・食文化等地域文化資源と連携した空間創出によって，にぎわいを創出し，交流人口を増加させる取組を推進</p> <p>▶ 中小企業・小規模事業者と地方自治体等が連携して行う，地域産業資源を活用した，体験型・交流型の観光商品開発等を実施</p>	<p>▶ 内閣官房「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」において，相談の受付，専門家の現地視察，コンサルティング等を継続的に実施</p> <p>▶ 引き続き，商店街・中心市街地における外国人観光客の消費需要を取り込むための環境整備などに対する支援を実施</p> <p>▶ 引き続き，地域産業資源を活用し，地域が一体となって行う商品開発等を支援するとともに，こうした面的な取組を各地域に横展開することで，地域経済の活性化を促す</p>	<p>訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人とすることを旨とする</p> <p>2020年までに全国200地域での取組を目指す</p> <p>・2020年までに，訪日外国人観光客4000万人を目指すこと ・文化経済産業の経済規模（文化GDP）が，2025年度において，18兆円であること</p> <p>法律認定の事業計画により行う，新事業活動の市場取引達成率80%を目指す</p>	<p style="text-align: right;">21</p>

重点戦略 5：周辺領域への波及，新たな需要・付加価値の創出

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>5-③ 地域の文化芸術の潜在力を掘り起こして新たな価値を創出し，発信するための戦略を企画・立案し，その実行を牽引できる人材を育成・配置するなど推進体制を強化する。</p> <p>5-⑤ 国際的な芸術祭やコンクールの開催，アートフェアの拡大，世界的なアーティストやキュレーター，ギャラリストの誘致等，我が国の文化芸術資源や文化芸術活動とアート市場が共に活性化し，持続的に成長・発展していくための新たな取組を推進する。</p>	<p>(1) 伝統工芸や繊維等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため，各産地にデザイナー等の外部人材を招聘する取組等を推進</p> <p>(1) 日本のアート市場の拡大を実現するため，日本人アーティスト及び近現代日本美術作品の国際的な評価を高めるための調査研究と実験的な展示企画等の推進</p>	経済産業省	<p>▶ 海外有識者の視点から産地の技術・技法や魅力を再評価することで，海外展開に向けた意欲を創出し，海外販路開拓等を目指すための先進事例を確立させ，その成果を全国へ波及</p>		<p>▶ これまでの取組による成果の周知等を通じた，全国の産地への波及を促進</p>	事業期間中又は事業期間以降に初めて海外展開を行う事業者の数を2019年度時点で50件以上とする
		文化庁	<p>▶ 枠組みの検討（関係者による検討組織・実施体制整備等）</p> <p>▶ 国内外アート市場等の動向調査（学芸員の派遣等）の実施</p> <p>▶ 海外有識キュレーター等との交流</p> <p>▶ 日本美術の国際的価値向上に資する実験的コレクション展等の構築</p>			<p>・国際的評価が高い作品の増加</p> <p>・アート作品の取引額規模の増加</p>

重点戦略 5：周辺領域への波及，新たな需要・付加価値の創出

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
<p>5-⑥ 文化芸術創造活動の担い手と，他分野や先端科学技術等とのマッチングの促進を通じたベンチャー創出等，文化を核とした多様な事業展開や，それを牽引する人づくり・環境整備等を推進する。</p>	<p>(1) 「クローン文化財」を活かしたビジネス展開，文化プログラム等多様な分野における活用推進</p>	<p>文部科学省 文化庁 経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間企業や自治体の参画拡充等，産学官連携基盤を強化しつつ，クローン文化財の具体的な活用方策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 参画機関拡充等産学官連携を一層強化し，クローン文化財を活用した新たなビジネスモデルを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 産学官連携による観光・教育分野や海外展開等，多様な分野におけるビジネス展開を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度における文化事業での活用件数が10件以上であること ・民間提案・民間資金による実施件数
	<p>(2) 分野・地域を横断して日本の知的資源・文化芸術資源を集約，検索できるデジタルアーカイブ（「デジタルアーカイブジャパン」）の実現に向けた取組を国立国会図書館の協力も得て推進する</p>	<p>内閣府 文部科学省 文化庁 総務省 経済産業省 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会の開催 ▶ ジャパンサーチ（仮称）の開発・公開 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタルアーカイブジャパンの構築・活用と国際連携に取り組む 	<p>2020年までにジャパンサーチ（仮称）の立ち上げ</p>
	<p>(3) 公益信託制度の見直し</p>	<p>法務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公益信託ニ関スル法律（公益信託法）の見直し等（※見直しの時期は目安。法制審議会信託法部会における検討の進捗次第） 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新公益信託制度の施行準備等 	<p>新公益信託制度の円滑な施行等</p>

重点戦略 6：文化経済戦略の推進基盤の強化

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
6-① 文化庁の機能強化	文部科学省設置法等の改正により、文化庁に庁横断的な行政機能を新設するとともに、分野横断的な幅広い文化行政の推進を図るための組織体制を整備する	文部科学省 文化庁 他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 組織改編（10月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 京都へ全面的に移転（遅くとも2021年度中） 		文化芸術立国の実現
6-② 地方文化財行政の推進力強化	教育委員会所管と定められている地方における文化財保護に関する事務について、各地方公共団体の選択により首長部局も担当できる仕組みを導入する	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財保護制度の見直しについて必要な制度的対応の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新制度の適切な活用を図る 		これからの時代にふさわしい文化財保護制度の実現
6-③ 文化経済活動の自律的・持続的発展による好循環の実現	文化経済活動が自律的・持続的に発展する好循環実現のため、新たな価値創出に資する施策を重点的に推進	内閣官房 文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化財活用のためのセンター機能整備や地域の美術館・博物館クラスター形成支援、国際発信力を強化した文化芸術拠点形成支援等の取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 文化経済活動が自律的・持続的に発展する好循環実現のため、文化資源を生かした社会的・経済的価値創出に資する施策を継続的・重点的に推進 		文化経済産業の経済規模（文化GDP）が、2025年度において、18兆円であること

重点戦略 6：文化経済戦略の推進基盤の強化

基本方針	主要施策	関係府省庁	2018年度	2019年度	2020年度以降	達成目標 (成果指標等)
6-④ 地方における文化芸術資源の活用の取組	地方公共団体における文化財の積極的な保存・活用と公立文化施設の適正管理の推進	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化財の保存・活用事業の積極的な推進 ▶ 公立文化施設の適正管理の取組（長寿命化）の推進（2020年度までに公立文化施設における必要な個別施設計画の策定を推進） 			<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化芸術資源の積極的な活用 ・文化財の保存・活用件数
6-⑤ 文化資源を生かした地方創生の取組	文化に関する産業・雇用の創出、交流・滞在人口の増加など文化資源を生かした地方創生の取組を促進	内閣官房 文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化資源を活かした地方創生の取組を関係府省庁が連携して積極的に推進 			文化資源を生かした地方創生の実現
6-⑥ 国民目線でのきめ細やかな文化政策の実行	国立美術館・博物館における来館者サービスの充実等国民目線でのきめ細やかな文化政策を実行	文化庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国立美術館・博物館における混雑解消対応として、整理券配布、SNSでの情報発信等の実施や、館内での写真撮影が可能な範囲の拡大等観覧環境向上の取組を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国立美術館・博物館等における来館者サービスの更なる充実等、国民目線でのきめ細やかな文化政策を継続的に推進 		美術館・博物館の入場者数